

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

| 連 結 業 度 連 事 年 | 法人名 | | | | |
|-------------------------|---------------|--|--------------------------|--------------|----------------------|
| ・ | ・ | () | | | |
| ・ | ・ | | | | |
| 各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算 | 前 期 繰 越 分 | 総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$ | 29 | 円 | |
| | | 総調整前連結税額基準額の残額 (29) 又は (29) - (26) | 30 | | |
| | 繰越税額控除可能額の合計額 | 連 結 事 業 年 度 平 平 ・ ・ （各連結法人の(50の①)の合計) | 31 | | |
| | | 平 平 ・ ・ （各連結法人の(50の②)の合計) | 32 | | |
| | | 平 平 ・ ・ （各連結法人の(50の③)の合計) | 33 | | |
| | | 平 平 ・ ・ （各連結法人の(50の④)の合計) | 34 | | |
| | | 合 計 | 35 | | |
| | 調整前連結税額超過構成額 | 連 結 事 業 年 度 平 平 ・ ・ （別表六の二(十三)「45の②」) | 36 | | |
| | | 平 平 ・ ・ （別表六の二(十三)「46の②」) | 37 | | |
| | | 平 平 ・ ・ （別表六の二(十三)「47の②」) | 38 | | |
| | | 平 平 ・ ・ （別表六の二(十三)「48の②」) | 39 | | |
| | | 合 計 | 40 | | |
| | | 当期分の特別控除額の合計額 (35) - (40) | 41 | | |
| | | 法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (41) | 42 | | |
| 各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算 | 取得に係るもの | 連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度 | 前期繰越額 又は当期税額 控除限度額 | 当期控除 可能額 | 翌期繰越額 (43) - (44) |
| | | 平 平 | 円 | 円 | 外 円 |
| | | 平 平 | | | 外 円 |
| | | 平 平 | | | 外 円 |
| | | 平 平 | | | 外 円 |
| | | 計 | | | |
| | | 当 期 分 | (5) | (9) | 外 |
| | | 合 計 | | | |
| | | 連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度 | 前期繰越額 | 当期控除 可能額等 | 翌期繰越額 (46) - (47) |
| | | 平 平 | 円 | 円 | 外 円 |
| | | 平 平 | | 外 | 外 円 |
| | | 平 平 | | 外 | 外 円 |
| | | 平 平 | | 外 | 外 円 |
| | | 計 | | | |
| | | 連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度 | 前期繰越額 又は当期税額 控除限度額 | 当期控除 可能額等 | 翌期繰越額 (49) - (50) |
| | | 平 平 | 円 | 円 | 外 円 |
| | | 平 平 | ① | | 外 円 |
| | | 平 平 | ② | | 外 円 |
| | | 平 平 | ③ | | 外 円 |
| 平 平 | ④ | | 外 円 | | |
| 計 | | (17) | | | |
| 当 期 分 | (5) | (9) | 外 | | |
| 合 計 | | | | | |

【御注意】

平成21年3月31日以前に開始する連結事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六の(二十一)（旧別表六の(二十一)）を御使用ください。

別表六の(二十一) 平二十一年・四・一以後開始連結事業年度分

別表六の二(十一)の記載の仕方

- この明細書は、連結法人が措置法第68条の14第2項若しくは第3項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第68条の14第4項（繰越税額控除限度超過額を有する場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

 - 経営革新設備等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
 - 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
 - 経営革新設備等又は特定経営革新設備等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 「当期取得分3～11」及び「25～28」の各欄は、特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人が措置法第68条の14第1項に規定する経営革新設備等又は平成19年旧措置法第68条の14第1項に規定する特定経営革新設備等を平成14年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得等をし、沖縄県の地域内において事業の用に供した場合に、その経営革新設備等又は特定経営革新設備等につき、その供用年度において措置法第68条の14第2項又は平成19年旧措置法第68条の14第2項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 「取得価額の合計額3」には、各連結法人に係る別表六の二(十一)付表「差引改定取得価額8」の合計額（各連結法人ごとの合計額）を記載します。
- 「前期繰越分12～19」及び「29～41」の各欄は、前期以前において生じた経営革新設備等又は特定経営革新設備等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第68条の14第3項又は平成19年旧措置法第68条の14第4項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。
- 「個別帰属額基準額の残額15」欄は、「3～11」の各欄の記載がある場合には、「(14)又は」を消し、「3～11」の各欄の記載がない場合には、「又は((14)－(9))」を消してください。
- いずれの連結法人についても、当期に、経営革新設備等で事業の用に供したものがなく前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき、法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「3～11」及び「25～28」の各欄は記載しません。
- 「経営革新設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額22」には、各連結法人のうち、取得等をした経営革新設備等を当期において事業の用に供した連結法人（以下「取得連結法人」といいます。）に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 「繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額23」には、各連結法人のうち、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額を有する連結法人（以下「繰越連結法人」といいます。）に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 適用を受ける連結法人が、取得連結法人又は繰越連結法人のいずれにも該当する場合には、当該連結法人のこの明細書の「個別所得金額1」の金額は「22」欄と「23」欄の「合計額」のいずれにも含まれます。
- 「総調整前連結税額基準額の残額30」欄は、「25～28」の各欄の記載がある場合には、「(29)又は」を消し、「25～28」の各欄の記載がない場合には、「又は((29)－(26))」を消してください。
- 「前期繰越額又は当期税額控除限度額43（若しくは46又は49）」の「計」までの各欄は、前期分のその連結法人に係るこの明細書の「翌期繰越額45（若しくは48又は51）」の金額（前期が連結事業年度に該当しない場合は、別表六(十八)の「翌期繰越額25（若しくは28又は31）」の金額）を移記し、「取得に係るもの」及び「合計」の「当期分」には「5」の金額を記載します。
- 「当期控除額44」及び「当期控除額等50」の「当期分」には「9」の金額を記載します。
- 「当期控除可能額等47（及び50）」の各欄の外書には、平成19年改正前の措置法令第39条の44第14項（繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、別表六(十九)の「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」の金額を記載します。この場合、「翌期繰越額48（及び51）」の各欄の記載に当たっては、「47」及び「50」の本書に当該金額を含めたところで計算します。
- 「翌期繰越額45（、48及び51）」の各欄の外書には、措置法第68条の15の2（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(十三)の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。